

# 2015年度 事業計画

(2015. 4. 1 ~ 2016. 3. 31)

一般財団法人 少林寺拳法連盟

# 目 次

## I 2015年度事業計画概要について

### 1. はじめに

### 2. 組織運営の基本方針

### 3. 重点課題

## II 各事業計画及び事業内容

### 1. 少林寺拳法の普及及び指導に関する事業

- 【1】大学少林寺拳法部連盟本部合宿
- 【2】学生少林寺拳法連盟委員長研修会
- 【3】中学・高校少林寺拳法部連盟本部合宿
- 【4】中学校保健体育における武道必修化

### 2. 指導者の養成

- 【1】部長・監督研修会
- 【2】部長・監督資格認定研修会
- 【3】部長資格仮認定研修会（学生対象）
- 【4】学生指導研修会
- 【5】全国指導者研修会
- 【6】学校少林寺拳法実技指導者講習会

### 3. 昇格考試の実施

- 【1】本部並びに各地区昇格考試

### 4. 各種大会、講習会、研修会及び研究会等の開催並びに指導員の派遣に関する事業

- 【1】少林寺拳法全国大会
- 【2】少林寺拳法全日本学生大会
- 【3】全日本少年少女武道少林寺拳法錬成大会
- 【4】全国高等学校少林寺拳法大会
- 【5】全国高等学校少林寺拳法選抜大会
- 【6】全国中学生少林寺拳法大会
- 【7】全自衛隊少林寺拳法大会
- 【8】各種大会
- 【9】各地区学生少林寺拳法連盟合宿

5. 会員の承認及び会員に対する指導・助言
  - 【1】理事長研修会
  
6. 少林寺拳法の技術指導・学科指導に関する調査・研究
  
7. 少林寺拳法に関する機関紙及び図書等の発行
  - 【1】少林寺拳法普及の機会を広げ、支援・協力者（団体）を増やしていく
  - 【2】出版その他
  
8. 青少年教育関係諸団体及び武道、スポーツ団体との交流
  - 【1】関係諸団体との連携
  - 【2】地域社会での協力
  
9. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業
  - 【1】鏡開き・稽古始め
  - 【2】宗道臣デー（月間）
  - 【3】本部修練
  - 【4】危機管理システムの充実
  - 【5】日中及び国際交流事業
  - 【6】少林寺拳法創始50周年記念事業
  - 【7】理事会
  - 【8】評議員会
  - 【9】都道府県連盟・各連盟理事長会議
  - 【10】少林寺拳法の知的財産の保護に関する事業
  - 【11】事業課活動の拡充

# I 2015年度事業計画概要について

## 1. はじめに

会員教育（人づくり）をもって国づくりに貢献していこうとする少林寺拳法連盟では、組織目的をより健全かつ効果的に遂行していく為に実施した組織機構改革（2011年度～）から5年目に当たる2015年度、さらに学校・職域・地域（スポ少・総合型地域スポーツクラブ・コース制）における個人・団体会員の増加を目指していく。日本国内では、武道愛好者が減少傾向にあるにもかかわらず、これまで個人・団体共に微増微減を維持している少林寺拳法連盟が持つ潜在的な可能性をより発揮し、着実な右肩上がりの普及をより確実にしていく。その為に、加盟団体の増加と修行継続率の増加に向けた施策をとることで実現を目指す。

他方、教育現場・学校部活動・武道・スポーツ界で、依然として無くなならないいじめ、体罰・暴力・ハラスメント等々、それぞれの場において本来の在り方を問われる諸問題が相次いでいる。これらの問題について、自らの組織内で自浄作用が働くように、諸行事を通じて啓発活動を継続し、知識を高め自覚を深めていく。その他、武道に敷居の高さを感じざるを得ない人々も多いことにも十分に着目し、コース制を普及推進していくことで、さらなる少林寺拳法の広がりを生み出していく必要がある。

当連盟は、行政・教育・体育・武道等との関係が多くあり、その意味で社会との関わりも広い。よって組織運営においては、情報収集・交流活動・専門研究、そして先を見越した施策が欠かせない。しかし、社会が変化していく速度は速く、予断が許されないことも多い。硬直することなく時代の変化に即応しつつ、少林寺拳法創始者宗道臣の遺した思想と技法そして組織を変質させることなく正しく継承し、普及していかなければならない。

## 2. 組織運営の基本方針

時代の変化に対応しながら、少林寺拳法を正しく普及していく為に、下記の基本方針を定め、組織運営を行う。

- 1) 当法人諸規則に基づいて、透明性やスピードを確保するためのガバナンスをより強化する。
- 2) 関係法令、当法人諸規則及び組織機構改革に基づくコンプライアンスをより強化する。
- 3) 指導・育成事業では、創始者の志を正しく継承するために、会員の年代・特性に応じた企画を図り、より一層の効果を目指す。
- 4) 当法人の特徴を生かした上で、日本国及び国民への公益活動を充実させていく。
- 5) 知的財産の保護と価値向上に向けた活動と、その重要性に関する会員教育を強化する。
- 6) 当法人の関係団体（日本武道協議会、日本体育協会、全国高体連等）及び行政や関係機構との交流に取り組むと共に、少林寺拳法の普及を促進させる。
- 7) 当法人に加盟している団体（連合体、支部、少林寺拳法部）には、関係団体・機構（体育、行政、教育等）との連携・交流をより強化するよう指導し、各地域での少林寺拳法の普及機会を広げると共に、少林寺拳法に関して正しい理解が浸透するように指導する。
- 8) 少林寺拳法創始者 宗道臣の教えに基づいて、日中友好交流事業及び国際交流活動の充実を図る。
- 9) 少林寺拳法グループ各団体との連携を図り、特に麻薬等の薬物乱用・ドーピングの防止活動に取り組む。

## 3. 重点課題

- 1) 個人会員と団体会員の増加に取り組む。
  - ①団体会員（支部・少林寺拳法部）を増やしていくことで、個人会員も増加させる。
    - ・全ての部長・監督資格認定研修会において、大学（少林寺拳法部）卒業予定者に向けた部長資格仮認定研修会（学生対象）を実施し、将来の部長候補者層を厚くする。

- ・大学合宿・中学高校合宿において、少林寺拳法指導者の制度に関する講義を充実させる。
- ・支部、少林寺拳法部設立に関する制度の基礎知識について、会報やホームページ等を通じて広く部内広報する。
- ・要望に応じて、臨時の部長・監督資格認定研修会を各地方でも行う。
- ・コース制について、会報や諸行事等で取り上げる機会をつくり、支部設立を活発化する。

(2014年度までに設立されているのは16支部)

②学校少林寺拳法部の会員が、修行継続または後に復帰しやすくしていく。

- ・高校生・学生の趣向と少林寺拳法に期待することを十分に調査・研究し、その上で本部行事を企画して参加者を増やしていくことで、より少林寺拳法を好きになってもらい、進学後の修行継続、将来の復帰率を高める。
- ・本部行事で、同志(部員)獲得の啓発を活発に行う。

(本部発信の渦を強く大きくする)

2) 若手指導者の資質を向上する。

若手指導者の資質向上を図り、個々人の魅力と影響力を高め、次世代の指導者候補層を充実させていく。

- ①本部行事(学生指導研修会)、共催行事(学校実技指導者講習会、全国指導者研修会)への参加呼びかけを強化すると共に、実施内容の充実を図り、指導者世代の資質向上を図る。
- ②大学合宿、中学高校合宿の参加呼びかけを強化すると共に、実施内容の充実を図り、次世代の指導者候補育成の下地を厚くする。

3) 体罰、シゴキ、各種ハラスメントの根絶に向けた啓発活動を強化する。

少林寺拳法の修行によって人づくりをする団体として、体罰、シゴキ、各種ハラスメント等で生命や健康に危害を及ぼすことは絶対にあってはならないことを各種行事を通じて啓発する。

4) 中学校保健体育科の武道必修化への対応

少林寺拳法採択校1県2校の目標に向かって、以下事項に取り組む。

- ①実技指導者講習会、全国指導者講習会、地域社会指導者講習会への教員参加の呼びかけ強化
- ②実技指導資料の改訂(少林寺拳法指導の手引の改訂、映像資料(続編)の製作)
- ③中学生が取り組みやすい教案づくり(音楽活用、護身等の観点)
- ④日本武道館研究授業への取り組み強化

5) 技術修練における安全管理を徹底する。

会員が安全に少林寺拳法の修練に取り組めるよう、主に以下事項の研究・啓発活動に取り組む。

- ①熱中症
- ②頭部外傷
- ③少林寺拳法の技能向上に必要なトレーニング
- ④継続的な防具開発

6) 組織機構改革で新設・変更した各種規則・制度を正しく運用していく。

- ①通常の団体業務を確実に実施する。
- ②定期支部監査を実施する。

7) 少年指導の研究

スポーツ少年団での少年指導を念頭に置いた指導法の研究推進

8) 東日本大震災からの復興支援活動

- ①少林寺拳法グループで形成している「少林寺拳法グループ東日本大震災復興支援対策本部」へ2015年度も参画し、支援活動を継続する。
  - ②諸行事において、支援に関する情報提供を行いながら、支援活動が継続していくように啓発する。
- 9) 必要に応じて、適宜、各種調査を実施し普及・指導現場の実情を把握する。

## Ⅱ 各事業計画及び事業内容

### 1. 少林寺拳法の普及及び指導に関する事業

#### 【1】大学少林寺拳法部連盟本部合宿

1	期 日	夏季	A週	2015年	8月25日(火)	～	8月29日(土)
			B週	〃	9月1日(火)	～	9月5日(土)
			C週	〃	9月8日(火)	～	9月12日(土)
		春季	A週	2016年	2月16日(火)	～	2月20日(土)
			B週	〃	2月23日(火)	～	2月27日(土)
			C週	〃	3月1日(火)	～	3月5日(土)
			D週	〃	3月8日(火)	～	3月12日(土)
			E週	〃	3月15日(火)	～	3月19日(土)

- 2 目 的 少林寺拳法の目的や在り方に対する理解を深め、各種技能の向上を図る。
- 3 方 針 学生会員の意識動向に合わせて内容を企画する。
- 4 対 象 大学少林寺拳法部所属の個人会員及び少林寺拳法連盟所属の個人会員
- 5 内 容 (1) 会長講話  
(2) 技術修練  
(3) 実習  
(4) 学科学習  
(5) 各種講義  
(6) その他

#### 【2】学生少林寺拳法連盟委員長研修会

- 1 期 日 2015年12月17日(木) ～ 12月19日(土)
- 2 目 的 学生連盟役員としての自覚を深めると共に、学生連盟運営の方針、大学少林寺拳法部の普及拡大等を検討する。
- 3 対 象 各地区学生連盟常任委員
- 4 内 容 (1) 会長講話  
(2) 各種講義  
・少林寺拳法の組織について  
・規約解説  
・会員規程について  
・知的財産について  
・会計処理について  
・本部審判委員会より  
・その他  
(3) 作業  
・当年度事業報告書、来年度行事計画書作成  
(4) 各地区会計監査  
(5) その他

### 【3】 中学・高校少林寺拳法部連盟本部合宿

- 1 期 日 2015年 8月5日(水) ～ 8月 7日(金)
- 2 目 的 少林寺拳法の目的や在り方に対する理解を深め、技術の向上を図る。  
技術修練を通じて少林寺拳法の楽しさを再確認してもらう。また、仲間とともに学ぶ楽しさを実感することで、他者との人間関係構築の方法も学ぶ。
- 3 対 象 中学・高校少林寺拳法部所属の中学生・高校生会員及び少林寺拳法連盟所属の中学生・高校生会員
- 4 内 容 (1) 会長講義  
(2) 各種講義  
(3) 技術修練  
(4) その他

### 【4】 中学校保健体育における武道必修化

- 1 「少林寺拳法指導の手引き 二訂版」を発行し、授業で内容充実を図る。
  - (1) 少林寺拳法未経験教諭が授業において必要な技能等を掲載し、5～10時間程度の授業実施ができるような資料を作成する。
- 2 授業での実施に向けた指導員を養成する。
  - (1) 実技指導者講習会等を開催し、少林寺拳法未経験教諭の授業実施へ向け充実を図る。
  - (2) 学校教員を対象とした講習会を開催する。
- 3 各都道府県での実施校増加に向けた取り組み  
実施校を1都道府県当たり2校以上とすることを目標に、各都道府県に推進委員を設置し、必修化採択へ向けた促進を図る
  - (1) 担当都道府県内各実施校や教育委員会、都道府県連盟、連盟本部との連携を行う
  - (2) 必修化に関連する地域での実情把握を行う
  - (3) 指導可能な指導者に関する把握
- 4 その他、必修化にかかわる各種諸問題の解決。

## 2. 指導者の養成

### 【1】 部長・監督研修会

- 1 期 日 1 次 2015年 5月 9日(土) ～ 5月10日(日)  
2 次 " 5月16日(土) ～ 5月17日(日)  
3 次 " 5月30日(土) ～ 5月31日(日)  
4 次 " 6月 6日(土) ～ 6月 7日(日)  
5 次 " 6月13日(土) ～ 6月14日(日)
- 2 目 的 一般財団法人少林寺拳法連盟傘下の部長・監督としての自覚を深め、資質を高める。組織機構改革について理解と協力を促す。
- 3 対 象 本部役員、部長・監督
- 4 内 容 (1) 会長講話  
(2) 少林寺拳法グループ総裁講話  
(3) 今後の組織の在り方について  
(4) 指導、運営の在り方



- (5) 技術修練
- (6) その他

## 【2】部長・監督資格認定研修会

- |   |     |   |
|---|-----|---|
| 1 | 期 日 | 2015年 6月27日(土) ～ 6月28日(日) 連盟本部<br>" 8月22日(土) ～ 8月23日(日) 連盟本部<br>" 10月11日(日) ～ 10月12日(日) 東京<br>2016年 1月23日(土) ～ 1月24日(日) 連盟本部  |
| 2 | 目 的 | 部長・監督としての心得と、一般財団法人少林寺拳法連盟の支部・少林寺拳法部運営に必要な知識及び少林寺拳法の指導法を修得する。   |
| 3 | 対 象 | 支部・少林寺拳法部 設立・交代希望者  |
| 4 | 内 容 | (1) 会長講話<br>(2) 指導者の心構え、姿勢の確認<br>(3) 部長・監督になるための必要条件の確認<br>(4) 技術の研修<br>(5) 技術指導法の研修<br>(6) 安全管理の研修<br>(7) 少林寺拳法部運営上の諸手続と具体的方法の研修<br>(8) 面接審査<br>(9) 技術審査<br>(10) 各種規則・規程及び制度 |

## 【3】部長資格仮認定研修会（学生対象）

- |   |     |  |
|---|-----|--|
| 1 | 期 日 | 原則、上記【2】部長・監督資格認定研修会の各開催日の初日または2日目   |
| 2 | 目 的 | 部長・監督としての心得と、一般財団法人少林寺拳法連盟の部・少林寺拳法部運営に必要な知識及び少林寺拳法の指導法を修得する。   |
| 3 | 対 象 | 大学・短大少林寺拳法部（大学扱いの高専も含む）の部員<br>（大学2年生以上かつ初段以上の現役会員であること）  |
| 4 | 内 容 | 上記、【2】部長・監督資格認定研修会の内容に準じ、講義、グループ討議、質疑応答、技術修練、作務等を実施。   |
| 5 | 備 考 | (1) 面接審査、技術審査については実際に支部・少林寺拳法部を設立・交代を希望する際に、連盟本部または都道府県連盟に委託の上実施する。また、場合により、審査の際に技術修練補講も実施する。<br>(2) 本研修会を受講し、得られる部長資格（仮認定）の有効期間は卒業後3ヶ年。 |

## 【4】学生指導研修会

- |   |     |  |
|---|-----|--|
| 1 | 期 日 | 2015年 7月19日(日) 東京<br>2015年10月17日(土) 九州<br>2016年 2月 6日(土) ～ 2月 7日(日) 連盟本部 |
| 2 | 目 的 | 指導者としての自覚を深め、資質を高める。<br>大学少林寺拳法部連盟本部合宿等での指導方針の周知。<br>学生の現状把握と指導力の向上を図る。  |

- 3 対 象 本部考試員・審判員  
本部1、2級指導員  
大学少林寺拳法部の監督、コーチ  
中学、高校少林寺拳法部の部長・監督  
大学少林寺拳法部の学生指導に関わっている拳士（学生OB等）  
都道府県連盟内で中学生、高校生、大学生指導の役職に就く拳士  
（学生担当、学連担当等）
- 4 内 容 （1）会長講話  
（2）講義  
（3）技術修練  
（4）剛法運用法修練法

### 【5】全国指導者研修会

- 1 期 日 2015年9月20日（日）～9月22日（火・休）
- 2 場 所 千葉県勝浦市（日本武道館研修センター）
- 3 目 的 日本全国で少林寺拳法を指導する中学、高等学校の教員、及び社会体育指導員を対象に我が国の伝統と文化に立脚した「少林寺拳法」理論と実技の研修会を実施し、専門的な知識・技術・指導法の充実に図り、もって全国的な少林寺拳法指導者の養成と資質向上に資する。
- 4 主 催 公益財団法人日本武道館・一般財団法人少林寺拳法連盟
- 5 対 象 中学校及び高等学校の保健体育科教員又は学校少林寺拳法部で指導する指導員  
少林寺拳法連盟の所属長・監督、または2016年度内までに部長監督資格認定研修会を受講する予定の方。
- 6 内 容 （1）講義  
（2）実技  
（3）その他

### 【6】学校少林寺拳法実技指導者講習会

- 1 期 日 2015年8月5日（水）～8月7日（金）
- 2 目 的 心身ともに発達途上にある中学生及び高校生を指導する指導者の資質向上と平成24年度より実施された中学校保健体育における武道必修化へ向けて、指導者養成のための講義及び実技指導等を行う。
- 3 対 象 中学校及び高等学校の保健体育科教員又は学校少林寺拳法部で指導する指導員
- 4 内 容 （1）講義  
（2）実技  
（3）その他

## 3. 昇格考試の実施

### 【1】本部並びに各地区昇格考試

本部及び各地方において随時昇級、昇段考試を実施する。

## 4. 各種大会、講習会、研修会及び研究会等の開催

### 並びに指導員の派遣に関する事業

#### 【1】少林寺拳法全国大会

- 1 期 日 2015年11月14日(土)～15日(日)
- 2 場 所 京都府 島津アリーナ京都(京都府立体育館)
- 3 目 的 各都道府県代表の会員が日頃の修練の成果を発表し、共に学びあう。
- 4 主 催 一般財団法人少林寺拳法連盟
- 5 主 管 京都府少林寺拳法連盟
- 6 対 象 一般財団法人少林寺拳法連盟の会員

#### 【2】少林寺拳法全日本学生大会

- 1 期 日 2015年11月1日(日)
- 2 場 所 東京都(日本武道館)
- 3 目 的 学生会員が日頃の少林寺拳法の修練の成果を発表し、共に学びあう。
- 4 主 催 全日本学生少林寺拳法連盟
- 5 対 象 大学少林寺拳法部所属の学生会員

#### 【3】全日本少年少女武道少林寺拳法錬成大会

- 1 期 日 2015年 8月 8日(土) 9:50開会(予定)
- 2 場 所 東京都(日本武道館)
- 3 目 的 少年少女会員が日頃の少林寺拳法の修練の成果を発表し、共に学びあう。  
少林寺拳法修練の成果を測る大会を通じて、共に上達することを喜びとしながら、  
相手と楽しみ、相手と共に輝く存在となれるようにする。
- 4 主 催 公益財団法人日本武道館、一般財団法人少林寺拳法連盟
- 5 後 援 文部科学省、日本武道協議会 他
- 6 対 象 全国の小学生・中学生会員

#### 【4】全国高等学校少林寺拳法大会(兼平成27年度全国高等学校総合体育大会少林寺拳法競技大会)

- 1 期 日 2015年 7月30日(木)～8月 2日(日)
- 2 場 所 兵庫県(兵庫県立武道館)
- 3 目 的 一般財団法人少林寺拳法連盟の個人会員(高校生)が、日頃の修練の成果を発表し、共に学びあう。
- 4 主 催 一般財団法人少林寺拳法連盟、全国高等学校体育連盟
- 5 対 象 一般財団法人少林寺拳法連盟の個人会員(高校生)

#### 【5】全国高等学校少林寺拳法選抜大会

- 1 期 日 2016年 3月26日(土)～3月27日(日)
- 2 場 所 香川県善通寺市(善通寺市民体育館)
- 3 目 的 一般財団法人少林寺拳法連盟の個人会員(高校生)が、日頃の修練の成果を弁論、  
演武にて発表し、共に学びあう。
- 4 主 催 一般財団法人少林寺拳法連盟  
全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部
- 5 対 象 一般財団法人少林寺拳法連盟の個人会員(高校生)

## 【6】全国中学生少林寺拳法大会

- 1 期 日 2015年 8月15日(土) ～ 8月16日(日)
- 2 場 所 香川県善通寺市(善通寺市民体育館)
- 3 目 的 一般財団法人少林寺拳法連盟の個人会員(中学生)が、少林寺拳法発祥の地に会し、日頃の修練の成果を発表すると共に、技術講習を通して、互いの親睦交流と、技術の向上を図り、共に学びあう。
- 4 主 催 一般財団法人少林寺拳法連盟、全国中学校少林寺拳法連盟
- 5 対 象 一般財団法人少林寺拳法連盟の個人会員(中学生)

## 【7】全自衛隊少林寺拳法大会

- 1 期 日 2015年8月22日(土)
- 2 場 所 北海道(千歳市スポーツセンター)
- 3 目 的 自衛隊少林寺拳法部所属の会員が日頃の修練の成果を発表し、共に学びあう。
- 4 主 催 全自衛隊少林寺拳法連盟
- 5 対 象 自衛隊少林寺拳法部所属の会員

## 【8】各種大会

- 1 期 日 2015年 4月 ～ 2016年 3月  
各地区連盟、学生連盟大会等を開催する。

## 【9】各地区学生少林寺拳法連盟合宿

- 1 期 日 2015年 4月 ～ 2016年 3月
- 2 目 的 各地区学生連盟の主催による合宿において、少林寺拳法の目的や在り方に対する理解を深め、各種技能の向上を図ると共に学生連盟内の結束の強化を図る。
- 3 対 象 各地区の大学少林寺拳法部所属の学生会員
- 4 内 容 (1) 指導員による講話  
(2) 技術修練  
(3) その他

## 5. 会員の承認及び会員に対する指導・助言

### 【1】理事長研修会

- 1 期 日 未定
- 2 目 的 一般財団法人少林寺拳法連盟の下部組織である都道府県連盟・各連盟の理事長としての使命と役割を理解し、連盟本部との関係強化を図り、組織として統一のとれた活動ができるようにする。  
法人組織の機構改革について理解と協力を促す。
- 3 対 象 都道府県連盟・各連盟理事長
- 4 内 容 (1) 会長講話  
(2) 都道府県連盟・各連盟理事長としての使命と役割について  
(3) 一般財団法人少林寺拳法連盟の下部組織として都道府県連盟・各連盟の運営の在り方について  
(4) 組織機構改革について

## 6. 少林寺拳法の技術指導・学科指導に関する調査・研究

技術解析・研究を推進し、特に指導者の技術力、指導力の向上を目指す。

- 1 教材・指導書・技術 DVD 等の企画・制作
- 2 新型防具の開発および現行防具の改良
- 3 立合評価法競技の研究、審判員の育成、普及活動
- 4 立合評価法・運用法の修練法、指導法に関する資料・DVDの企画・製作
- 5 その他必要な事項について

## 7. 少林寺拳法に関する機関紙及び図書等の発行

### 【1】少林寺拳法普及の機会を広げ、支援・協力者（団体）を増やしていく

- 1 各種イベントへの参加。
- 2 当法人の活動行事等に対して、マスコミ取材への協力及び有効活用を図る。
- 3 普及活動に繋がる見学・表敬訪問・研修等各種団体の受入れ。
- 4 賛助会員の拡大を図る。

### 【2】出版その他

一般財団法人少林寺拳法連盟から発せられる情報をいち早く会員に知らせ、少林寺拳法に対する正しい理解と普及を図るために次の活動を行う。

- 1 『会報少林寺拳法』の刊行
- 2 一般財団法人少林寺拳法連盟ホームページの運営
- 3 連続写真で極める少林寺拳法（ベースボール・マガジン社発行）を出版
- 4 柔法原理其三DVDを販売

## 8. 青少年教育関係諸団体及び武道、スポーツ団体との交流

### 【1】関係諸団体との連携

公益財団法人日本武道館、日本武道協議会、日本武道学会、ボーイスカウト育成会、少林寺拳法振興議員連盟、公益財団法人日本体育協会等との協力体制を維持し、さらに相互理解を深めていく。

### 【2】地域社会での協力

各地域において関係諸団体との協力連携を図る。宗道臣デーや各種行事を通じて積極的な交流促進を図る。

## 9. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

### 【1】鏡開き・稽古始め

- |       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 1 期 日 | 2016年 1月10日（日）                  |
| 2 目 的 | 新年度の活動方針を確認し、新年を祝い、会員相互の親睦を深める。 |
| 3 対 象 | 本部委員、部長、監督、会員、来賓                |
| 4 内 容 | 式典、稽古始め、演武披露、新春懇親会、その他催し物       |

## 【2】宗道臣デー（月間）

- |       |  |
|-------|--|
| 1 期 間 | 2015年 5月   |
| 2 内 容 | 少林寺拳法の理念を、実践を通じて学び取ることを目的として、地域の状況に応じた社会奉仕活動を、全国的に展開する。<br>具体的活動内容は、支部・少林寺拳法部・県連等の活動団体単位で検討する。 |

## 【3】本部修練

- |       |  |
|-------|--|
| 1 期 日 | 2015年 4月12日（日）<br>" 7月26日（日）<br>" 9月27日（日）<br>2016年 3月13日（日） |
| 2 目 的 | 参加者が一般財団法人少林寺拳法連盟本部の雰囲気に触れることで、日々の修練意欲を高揚させる。                |
| 3 対 象 | 一般財団法人少林寺拳法連盟の会員   |

## 【4】危機管理システムの充実

当法人の諸活動の阻害要因となるトラブル等を未然に防止し、また発生した危機に対して、最小限の被害で抑えられるような体制の構築と強化に努める。

## 【5】日中及び国際交流事業

- 少林寺拳法グループが日中国交正常化以来継続してきた日中交流事業を一層促進し、特に人材育成と人的交流に力を入れた活動を展開する。

### （1）訪中活動

- |     |   |
|-----|---|
| 事業名 | 「2015 Shorinji Kempo Group 訪中団」   |
| 実施日 | 2015年7月23日（木）～27日（月）  |
| 訪問地 | 北京、鄭州、登封、西安   |
| 参加者 | 少林寺拳法の会員・OB・関係者（約70名）   |
| 内 容 | ①関係団体との交流活動<br>・中日友好協会の協力により北京で「懇親交歓会」を開催<br>・鄭州大学にて日本語学科学生等と交流<br>・少林希望小学校児童等との交流<br>②創始者宗道臣ゆかりの地を訪問・見学<br>・嵩山少林寺「白衣殿壁画」ほか<br>・西安「大雁塔」<br>③観光<br>・北京「天安門広場」<br>・西安「兵馬俑」「華清池」「城壁」 |

### （2）中国関係機関・団体・個人との交流

- ①在中国  
・中日友好協会  
・中国国際友好連絡会  
・中国武術協会  
・武漢体育学院

- ・河南省人民政府
- ・登封市人民政府
- ・鄭州大学
- ・少林希望小学校
- ・嵩山少林寺

②在日本

- ・中華人民共和国駐日本国大使館  
(領事館：大阪・福岡・札幌・名古屋・長崎・新潟)
- ・日中友好協会
- ・日中友好会館

(3) 日中交流プロジェクト委員会

- ①日中交流活動の実施
- ②広報活動の推進

2 海外に指導員・演武者等を派遣し、少林寺拳法の海外普及に貢献する。

(1) 日本武道代表団海外派遣

詳細未定

## 【6】少林寺拳法創始50周年記念事業

少林寺拳法創始50周年を契機として発足した3つの事業「遺す事業」「祝う事業(終了)」「足場を固める事業」について、次記の通りに継続して取り組んでいく。

- 1 「遺す事業」として、各種視聴覚資料の電子データ変換を推進し、創始50周年記念事業で構築された少林寺拳法歴史資料データベースの充実を図りながら、少林寺拳法に関する歴史資料を確実に遺していく。

## 【7】理事会

- |   |     |                        |
|---|-----|------------------------|
| 1 | 期 日 | 年2回、および会長が必要と認めたとき     |
| 2 | 対 象 | 理事                     |
| 3 | 内 容 | 事業計画、事業報告、予算・決算の審議、その他 |

## 【8】評議員会

- |   |     |                               |
|---|-----|-------------------------------|
| 1 | 期 日 | 事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合開催 |
| 2 | 対 象 | 評議員                           |
| 3 | 内 容 | 事業計画、事業報告、予算・決算の審議、その他        |

## 【9】都道府県連盟・各連盟理事長会議

- |   |     |  |
|---|-----|--|
| 1 | 期 日 | 2015年10月24日(土)   |
| 2 | 目 的 | 「会長の意思、組織の決定事項等の伝達、各連盟間の意思疎通、情報交換の場」<br>「各連盟からの意見・情報収集の場」とした会議とする。<br>法人組織の機構改革について理解と協力を促す。 |
| 3 | 対 象 | 都道府県連盟・各連盟理事長  |
| 4 | 内 容 | (1) 議題審議   |

(2) 連絡・報告事項

(3) その他

#### **【10】 少林寺拳法の知的財産の保護に関する事業**

- 1 各種研修会、講習会、合宿における VALUE-LEVEL-UP の講義
- 2 都道府県連盟・各連盟に VALUE-LEVEL-UP 推進委員を設置し、地域ごとの啓発活動と監督の強化
- 3 都道府県連盟・各連盟における勉強会の開催支援
- 4 会報少林寺拳法における広報

#### **【11】 事業課活動の拡充**

- 1 SHORINJI KEMPO UNITY 発行の開祖語録、宗道臣の志DVDや、書籍を提供する。
- 2 少林寺拳法グループの各法人・団体の教材・袖章・各種DVDなどを提供する。
- 3 安全対策の一貫として、少林寺拳法公認防具の普及促進を図る。
- 4 審判員用Yシャツ・エンブレム・ネクタイの販売。
- 5 SHORINJI KEMPO UNITY 発行のガイドラインに準じた商標使用商品を会員、一般の人々に提供し、少林寺拳法の普及を図るとともに、知的財産保護活動に貢献する。
- 6 指導者の指導法と拳士の技術上達に役立つ教材（書籍・DVD等）を提供する。



